

令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

府省庁名 国土交通省

| | |
|--------------|---|
| No | 40 |
| 対象税目 | 個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ） |
| 要望項目名 | 公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置の延長 |
| 要望内容 (概要) | <p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>① 水質汚濁防止法第2条第2項における特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設のうち、地方税法施行規則附則第6条第12項で定める油水分離装置等</p> <p>② 水質汚濁防止法第2条第2項における特定施設又は同条第3項における指定地域特定施設を設置する工場又は事業場のし尿浄化槽のうち、地方税法施行規則附則第6条第12項で定める沈澱又は浮上装置</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>対象施設を新設する場合、当該施設に係る固定資産税の課税標準額を次の割合とする特例措置を2年間延長する。</p> <p>(イ) 大臣配分又は知事配分資産 1/2</p> <p>(ロ) その他の資産 1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合</p> |
| 関係条文 | <p>地方税法附則第15条第2項第1号</p> <p>同法施行令附則第11条第5項</p> <p>同法施行規則附則第6条第12項</p> |
| 減収見込額 | <p>[初年度] - (▲381) [平年度] - (▲381)</p> <p>[改正増減収額] - (単位：百万円)</p> |
| 要望理由 | <p>(1) 政策目的</p> <p>① 船舶廃油処理施設について、廃油処理事業者による整備・維持を促進することで、効率的かつ確実な海洋環境の保全及び公害の防止（条約遵守及び法目的達成）を推進する。</p> <p>また、自動車整備業は、事業の性質上汚水や廃油を生じるため、水質汚濁防止法に基づき、公共用水域の汚濁を防止するための廃油処理装置等を設置する等の手段を講じてところ、廃油処理装置等の設置事業者を支援することで、公共用水域の水質保全を推進する。</p> <p>② し尿浄化槽は、各事業場等から発生する汚水を処理し、公共用水域の水質保全を図るために設けられるものであり、こうしたし尿浄化槽の整備を促進することで、公共用水域の水質保全を推進する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>① 船舶廃油処理施設は、「MARPOL条約」及び「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」において、海洋汚染防止の一環として船舶からの油等の排出が禁止されているため、船舶において生じた廃油を受入処理するため必要不可欠な施設である。</p> <p>我が国の廃油処理の大部分は民間事業者が担っているのが現状であり、また、廃油処理事業者に対しては、法律に基づき、差別的取扱いの禁止（原則として廃油処理を引き受けなければならないこと等）等が課せられているなど、その役割において高い公益性・公共性を有している。</p> <p>しかし、廃油処理事業者の大半は経営基盤の脆弱な中小企業であり、廃油処理施設の適切な維持のための経済的負担が大きい。また、仮に民間事業者により整備されなかった場合、国が港湾管理者に対して整備を行うよう勧告することとなるが、これは港湾管理者たる地方公共団体の財政負担が必要となるものである。したがって、国際約束の履行、船舶運航の確保、海洋汚染及び公共用水域の水質汚濁の防止を図るためには、本特例措置により、民間事業者による船舶廃油処理施設の整備・維持を促進することが必要である。</p> <p>また、自動車整備業においては、公共用水域の汚濁を防止するため、事業者に対して廃油処理装置等の設置を指導し、公害防止を図っているが、当該装置そのものは収益性の低い装置であるため、廃油処理装置等の設置を促進するためには、本特例措置が必要である。</p> |

| | | |
|--------------------|--|-------------|
| | <p>② 公共用水域の水質保全の必要性が高まる中、さらなる水質基準の強化が社会的に求められているところ。水質汚濁防止法においては、一定規模以上のし尿浄化槽について通常の排水基準よりも厳しい水質基準が課せられることになっている。平成13年7月に水質汚濁防止法の規制対象物質に硝酸性窒素等の新たな物質が追加され、さらに平成18年12月にも上記排水規制項目のひとつである亜鉛含有量の水質基準が強化されたこと等により、今後も新たなし尿浄化槽の整備を行う必要のある事業者が引き続き増加することが予想される。</p> <p>また、環境基本法第22条において、国は環境負荷活動を行う者に経済的な助成措置を講ずるよう努めることとされており、国の責務として本特例措置を延長することが必要である。</p> <p>さらに、し尿浄化槽の設置には多額の費用を要するため、設置する事業者にとって相当の経済的負担になるとともに、その施設そのものは収益性の低い施設であるため、し尿浄化槽の設置を促進し、前述の政策目的を達成するためには、法令による規制の他、本特例措置の延長により、し尿浄化槽への投資を行うように誘導することが必要である。</p> | |
| <p>本要望に対応する縮減案</p> | <p>—</p> | |
| | <p>ページ</p> | <p>40—2</p> |

| | | | | | | |
|-------------|--|---|-----------------------|-------------|--|--|
| 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け | <p>○ MARPOL 条約附属書 I 第 3 章 C 部第 15 規則 油の排出規制において、「第 4 規則(損傷等による排出)並びに 2, 3 及び 6 の規定(油分濃度が規定値以下等)が適用される場合を除くほか、船舶からの油又は油性混合物の海洋への排出は、禁止する。」と位置づけられている。第 6 章 第 38 規則 A 特別海域外の受入施設においても、「船舶の必要に応ずるために十分なものが油の積み込み係留施設、修理港その他船舶が油性残留物を排出することを必要とする港に設けられることを確保する。」と位置づけられている。</p> <p>また、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 36 条において、「船舶の油による海洋の汚染の防止のため必要があるときは、当該港湾又は漁港に係る港湾管理者又は漁港管理者に対し、所要の廃油処理施設を整備すべきことを勧告することができる。」と位置づけられている。第 44 条においても、「海洋汚染等を防止するため必要があると認めるときは、当該港湾において廃油処理施設、廃有害液体物質等処理施設及び廃棄物処理施設並びに廃棄物の処理場所並びに排出ガス処理施設が確保されるようこれらの建設又は配置について港湾法第三条の三第一項の港湾計画その他の港湾の整備に関する計画に定めなければならない。」と位置づけられている。</p> <p>○ 水質汚濁防止法第 25 条において、「国は、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止に資するため、特定事業場における汚水等の処理施設の設置又は改善につき必要な資金のあっせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。措置を講ずるにあたっては、中小企業者に対する特別の配慮がなされなければならない。」と位置づけられている。</p> <p>○ 社会資本整備重点計画(平成 27 年 9 月 18 日閣議決定)第 2 章第 2 節 重点目標と政策パッケージの重点施策において、「人口減少等の社会情勢の変化を踏まえつつ、汚水処理の早期概成に向けて、地域の実情に応じた最適な汚水処理施設の整備を推進」と位置づけられている。</p> | | | | |
| | 政策の達成目標 | <p>廃油処理施設やし尿処理施設等の整備は、海洋汚染防止や公共用水域の水質汚濁防止に寄与しており、今後も引き続き公害を未然に防止する必要がある。</p> | | | | |
| | <table border="1"> <tr> <td>税負担軽減措置等の適用又は延長期間</td> <td>2 年間(令和 2 年度～令和 3 年度)</td> </tr> <tr> <td>同上の期間中の達成目標</td> <td>海洋汚染の防止や公共用水域の水質汚濁防止のため、廃油処理施設やし尿処理施設等の整備及び維持を一層促進することにより、公共用水域の水質の保全及び公害の防止を図る。</td> </tr> </table> | 税負担軽減措置等の適用又は延長期間 | 2 年間(令和 2 年度～令和 3 年度) | 同上の期間中の達成目標 | 海洋汚染の防止や公共用水域の水質汚濁防止のため、廃油処理施設やし尿処理施設等の整備及び維持を一層促進することにより、公共用水域の水質の保全及び公害の防止を図る。 | |
| | 税負担軽減措置等の適用又は延長期間 | 2 年間(令和 2 年度～令和 3 年度) | | | | |
| 同上の期間中の達成目標 | 海洋汚染の防止や公共用水域の水質汚濁防止のため、廃油処理施設やし尿処理施設等の整備及び維持を一層促進することにより、公共用水域の水質の保全及び公害の防止を図る。 | | | | | |
| 政策目標の達成状況 | <p>廃油処理施設やし尿処理施設等の整備は、海洋汚染防止や公共用水域の水質汚濁防止に寄与しており、今後も引き続き公害を未然に防止する必要がある。</p> | | | | | |
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み | <p>適用見込件数：約 291 件 適用事業者の範囲：約 9.2 万事業者</p> | | | | |
| | 要望の措置の効果見込み(手段としての有効性) | <p>① 廃油処理事業の申請・許可等事業者の大半が経営基盤の脆弱な中小企業で占められる中、本特例措置により民間事業者の経済的負担を軽減することで、民間事業者による廃油処理施設の整備・維持が促進されるため、海洋汚染防止や公共用水域の水質汚濁防止の効果は高いといえる。</p> <p>② 公共用水域の水質汚濁は生活排水由来の汚濁による影響も大きいことから、生活排水対策も重要であり、本特例措置は生活排水の排出者がその排水水質を改善するのに直接影響を与えるものであることから、効果は高いといえる。</p> | | | | |
| | ページ | 40-3 | | | | |

| | | |
|-----|---------------------------------|---|
| 相当性 | 当該要望項目 以外の税制上の 支援措置 | — |
| | 予算上の措置等 の要求内容 及び金額 | — |
| | 上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係 | — |
| | 要望の措置の 妥当性 | <p>① 廃油処理事業者は、船舶廃油処理施設について、技術上の基準に適合するように維持することを法律で義務付けられている。新設される船舶廃油処理施設に対する固定資産税を本特例措置により軽減することで、船舶廃油処理施設の維持に係るランニングコストの低減に資し、長期間にわたる廃油処理能力の維持が可能となる。したがって、本特例措置は、補助金等による一度のみの補助と比べ、確実かつ効率的な海洋環境の保全及び公害の防止を図るために妥当な措置である。</p> <p>自動車整備業者についても、廃油処理装置等是非収益投資である一方で、事業者は厳しい経済情勢と価格競争の中で事業活動をおこなっていることから、公共用水域の水質汚濁防止の取組みをより加速するインセンティブが必要となる。自動車整備業者は全国に相当数存在することから、税制上の特例措置によることが適当である。</p> <p>② し尿浄化槽は非収益投資である一方で、外部経済性を有し、また、事業者は厳しい経済情勢と価格競争の中で事業活動をおこなっていることから、公害防止の取組みをより加速するインセンティブが必要となる。他方、し尿浄化槽は全国に相当数あり、この措置として個々の資産取得者を個別に捕捉し、予算上補助していくことは行政の効率性の観点から非効率的であることから、税制上の特例措置によることが妥当である。</p> <p>また、対象となるし尿浄化槽は法律で位置づけられたものに限定されており、必要最小限の対象に限定している。</p> |
| ページ | 40-4 | |

| | |
|---|--|
| <p>税負担軽減措置等の適用実績</p> | <p>平成26年度：446台（うちし尿浄化槽関係80基） 平成27年度：297台（うちし尿浄化槽関係59基） 平成28年度：309台（うちし尿浄化槽関係79基） 平成29年度：256台（うちし尿浄化槽関係62基） 平成30年度：242台（うちし尿浄化槽関係56基） ※事業者、事業者団体への調査、環境省の調査結果により算出。</p> |
| <p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p> | <p>公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置</p> <p>①適用総額の種類 課税標準（固定資産の価格）</p> <p>②適用総額（千円） 462,866,479の内数（平成27年度） 441,464,343の内数（平成28年度） 427,916,296の内数（平成29年度）</p> |
| <p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p> | <p>申請・許可等事業者の大半が経営基盤の脆弱な中小企業で占められる中、本特例措置があることにより、事業者の負担が軽減され、船舶廃油処理施設等の整備・維持が促進されており、海洋汚染防止や公共用水域の水質汚濁防止に寄与している。</p> <p>また、公共用水域の水質汚濁は生活排水由来の汚濁による影響も大きく、生活排水対策等も重要であり、本特例措置は生活排水の排出者がその排水水質を改善するのに直接影響を与えるものであることから、効果は高いといえる。</p> |
| <p>前回要望時の達成目標</p> | <p>海洋汚染の防止や公共用水域の水質汚濁を防止し、公共用水域の水質の保全及び公害の防止を図る。</p> |
| <p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p> | <p>水質分野の環境基準について、海域におけるBOD、COD等の環境基準達成率は、昭和49年に70.7%であったものが、平成29年度には78.6%となっており、海域における全窒素及び全燐の環境基準達成率には、平成7年度に22.2%であったものが平成29年度には90.7%となる等、海域における水質環境の改善が進んでいる。</p> <p>申請・許可等事業者の大半が経営基盤の脆弱な中小企業で占められるため、環境対策への費用、人的負担が難しい企業がある。本特例措置は、こうした企業の負担を軽減することで、水質の保全及び公害の防止に寄与しているが、全ての企業には浸透していないので達成できていない。</p> |
| <p>これまでの要望経緯</p> | <p>昭和51年度の時限措置化以降概ね2年毎の延長 （昭和54、56、58、60、61、63、平成2、4、6、8、10、12、14、16、18、20、22、24、26、28、30年度） 平成4年度（優良更新：非課税→1/2） 平成8年度（新規施設：非課税→1/6） 平成14年度（優良更新：1/2→2/3） 平成22年度（新規施設：1/6→1/3 優良更新：2/3→なし） 平成26年度（新規施設：大臣配分又は知事配分資産 1/3、その他の資産 1/3を参酌して1/6以上1/2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合） 平成30年度（新規施設：大臣配分又は知事配分資産 1/2、その他の資産 1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合） パーク処理施設が対象施設から除外。</p> |
| <p>ページ</p> | <p>40—5</p> |